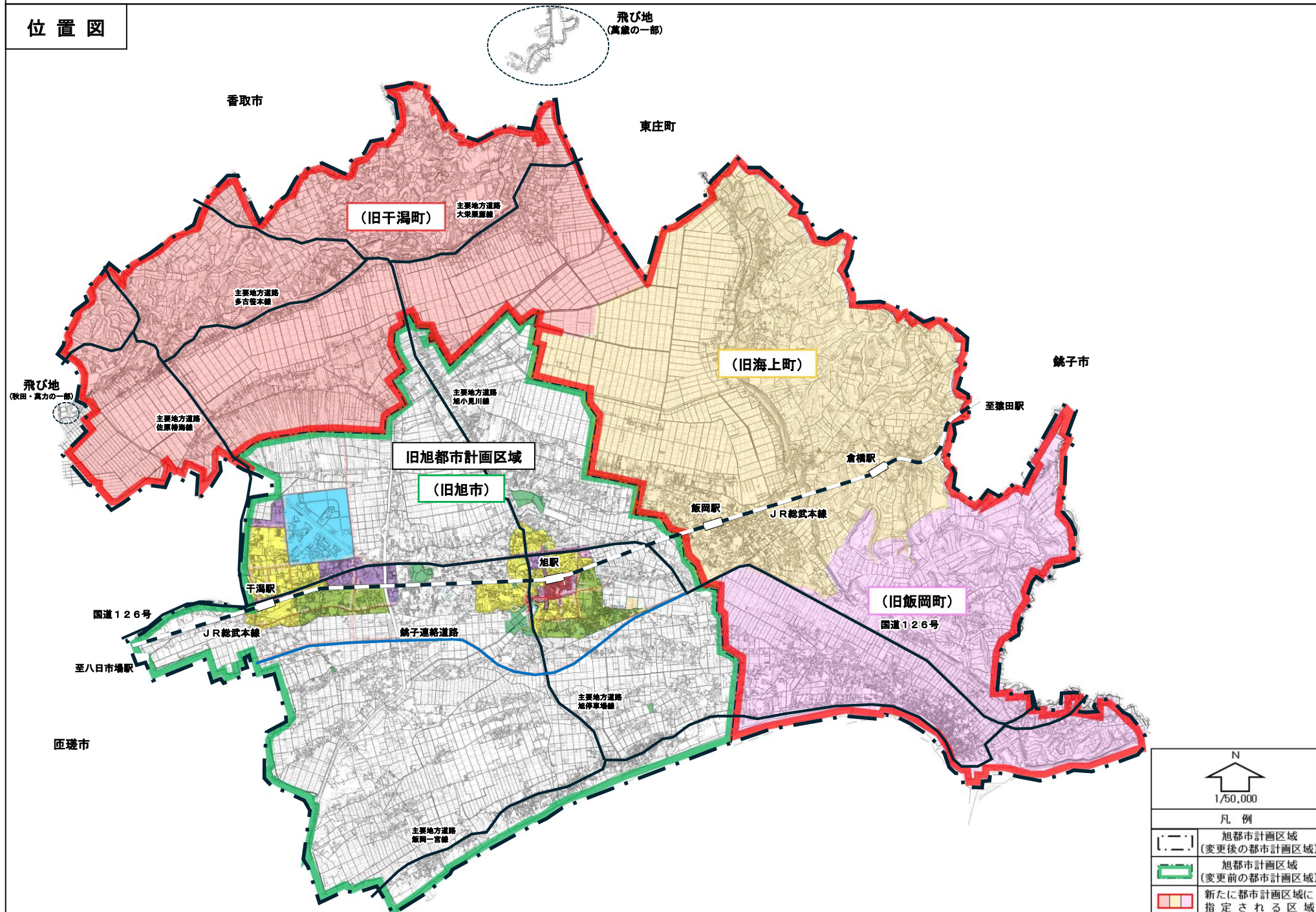


位置図



第 2 号議案 建築基準法第22条第1項の規定による区域の変更(旭市)について(諮問)

【建築基準法第22条第1項の規定による区域】

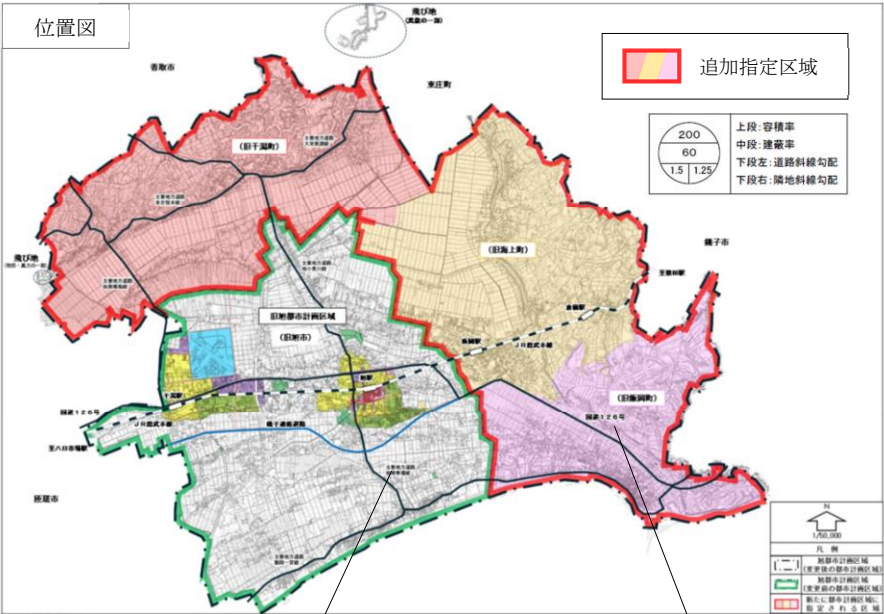
建築物の不燃化を図るため、防火地域や準防火地域に準ずる区域として特定行政庁が指定する区域。

赤字:変更内容

名称	面積		
旭市	既指定指定区域 (変更前)	今回 追加指定区域	追加指定後合計面積 (変更後)
	約 5,046ha	約 7,957ha 増 旧海上町 旧飯岡町 旧干潟町 の全域を追加	約 13,003ha
	旭市の一部の区域 昭和 30 年 10 月 29 日指定	既に指定されている区域を 除いた市の全域	行政区域全域 (準防火地域、 飛び地を除く)

第 3 号議案 旭都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、
建蔽率及び各部分の高さの制限を定める区域の変更について(付議)

区域	法第 52 条 第 1 項 第 八 号 の 規 定 に よ る 数 値 (容積率)	法第 53 条 第 1 項 第 六 号 の 規 定 に よ る 数 値 (建蔽率)	法別表第 三(に)欄5 の 項 の 数 値 (道路高さ 制限)	法第 56 条 第 1 項 第 二 号 二 の 規 定 に よ る 数 値 (隣地高さ 制限)	新旧区域別面積		面積の増減
					新	旧	
旭都市計画 区域のうち用 途地域の指 定のない区 域	20/10	6/10	1.5	1.25	約 12,390ha	約 4,433ha	約 7,957ha 増 旧海上町 旧飯岡町 旧干潟町 の全域を追加
合計					約 12,390ha	約 4,433ha	約 7,957ha 増

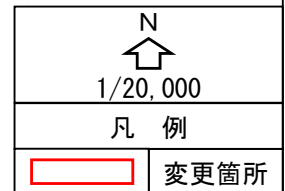
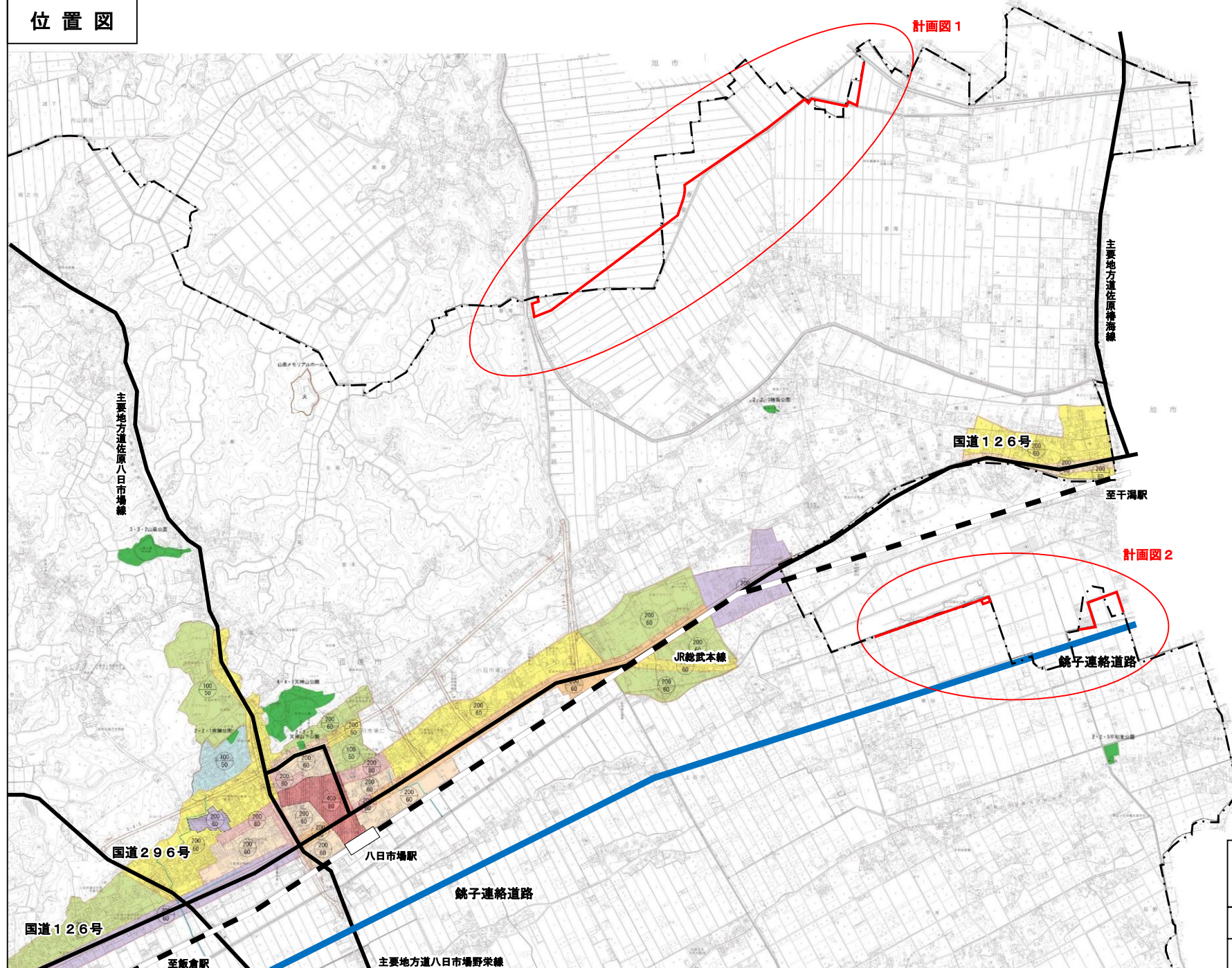


旭都市計画区域

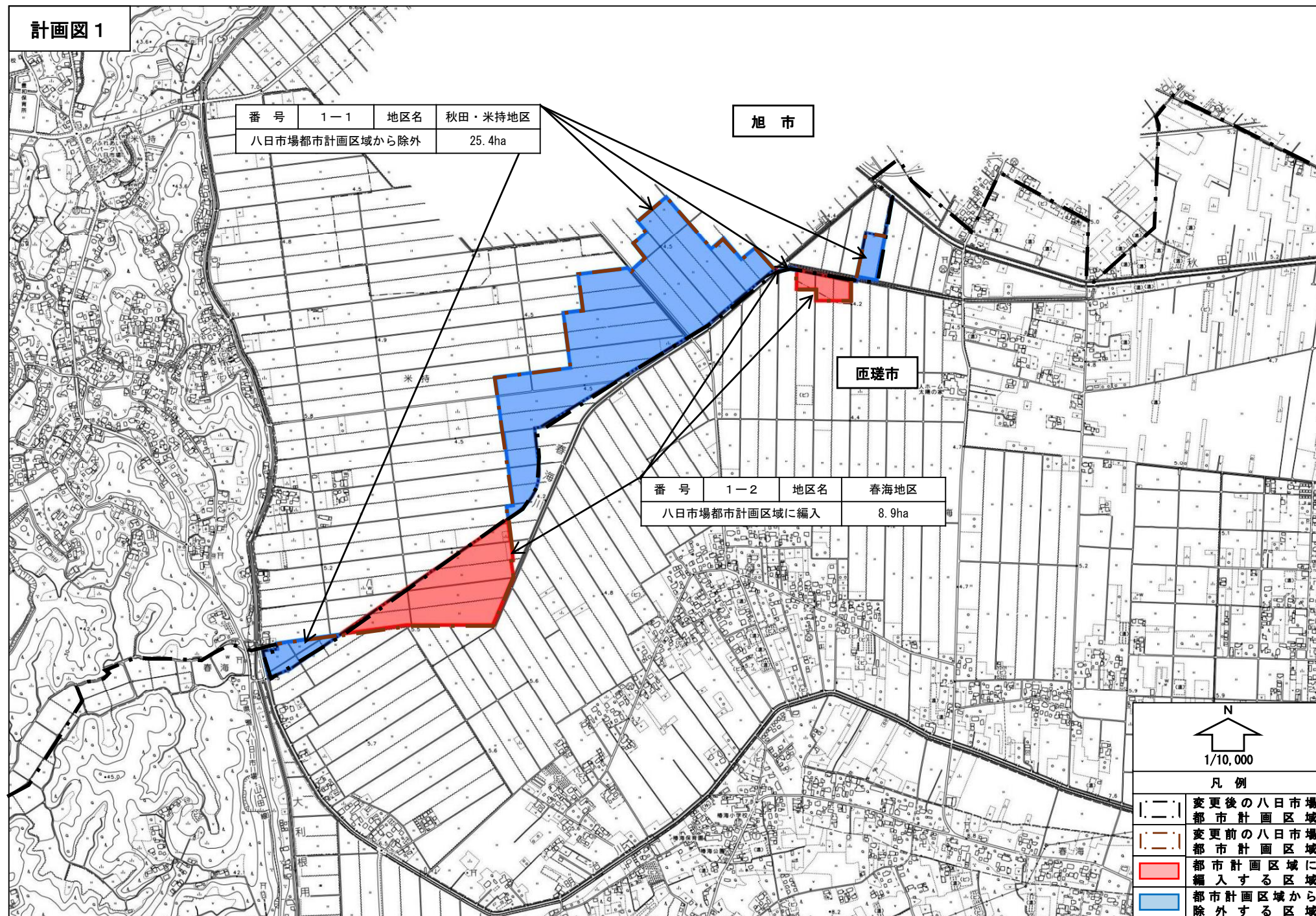
- ・準防火区域を除き建築基準法第 22 条区域指定済み
- ・用途地域の指定のない区域の形態規制指定済み
(規制の数値は今回指定の数値と同様)

追加区域面積
7,957ha

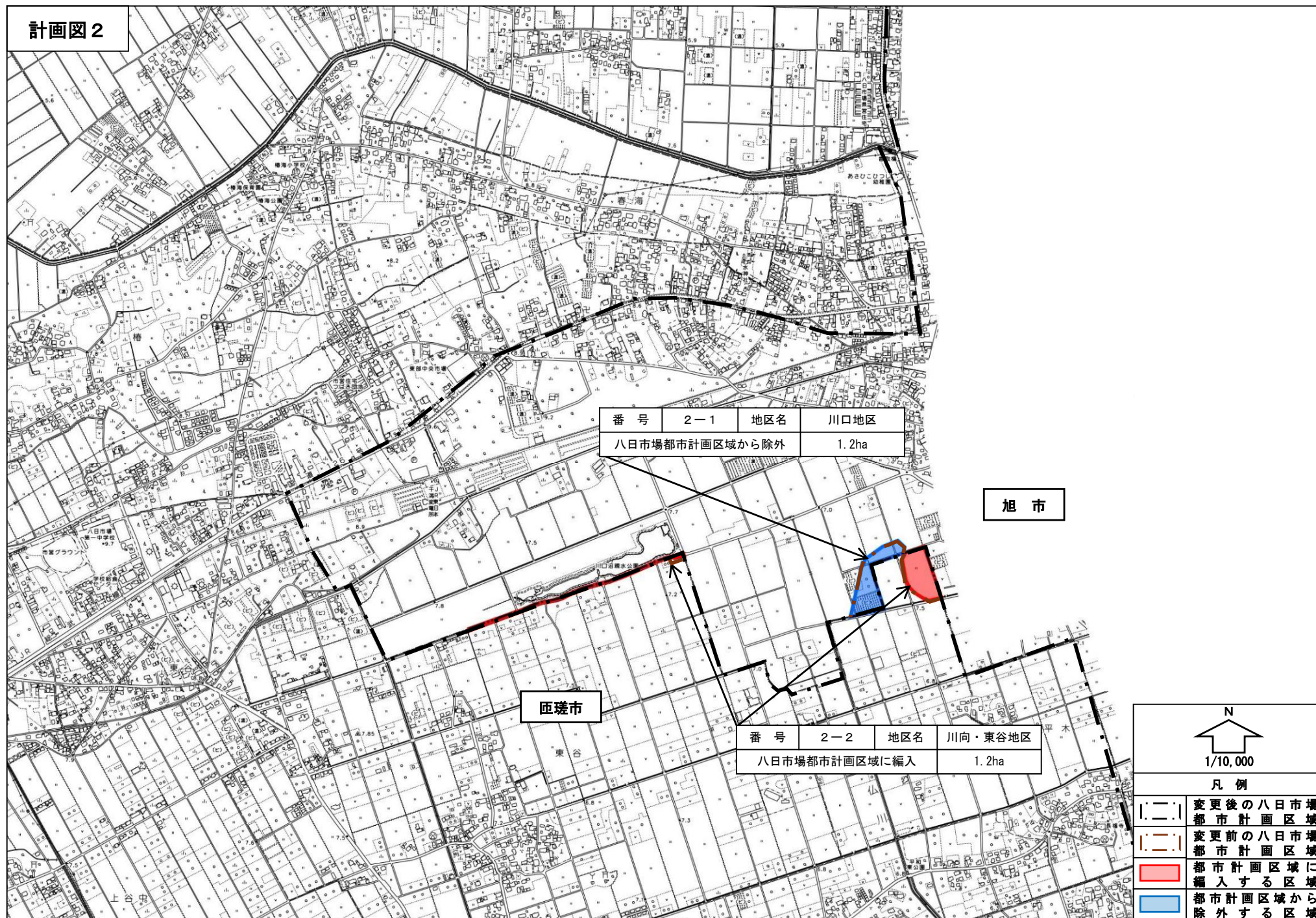
位置図



計画図 1

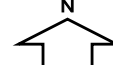


計画図 2



番 号	2-1	地区名	川口地区
八日市場都市計画区域から除外			1.2ha

番 号	2-2	地区名	川向・東谷地区
八日市場都市計画区域に編入			1.2ha

 1/10,000	
凡 例	
	変更後の八日市場都市計画区域
	変更前の八日市場都市計画区域
	都市計画区域に編入する区域
	都市計画区域から除外する区域

第 5 号議案 建築基準法第22条第1項の規定による区域の変更(匝瑳市)について(諮問)

【建築基準法第22条第1項の規定による区域】

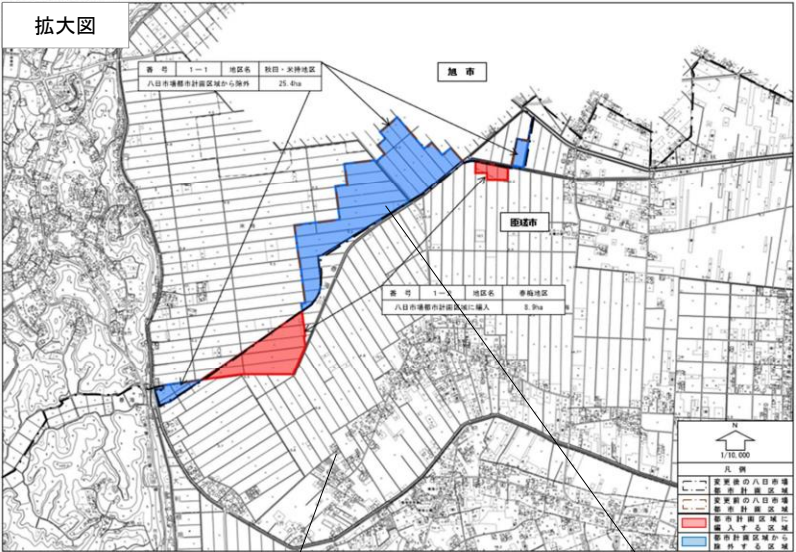
建築物の不燃化を図るため、防火地域や準防火地域に準ずる区域として特定行政庁が指定する区域。

赤字:変更箇所

名称	面積		
	既指定指定区域 (変更前)	今回 追加指定区域	追加指定後合計面積 (変更後)
	約 5,682ha	約 16ha 減 〔追加指定約 9ha 除外約 25ha〕	約 5,666ha
匝瑳市	匝瑳市の一部の区域 平成 13 年 5 月 11 日指定	既に指定されている区域を 除いた市の都市計画区域の 全城 ※一部除外する区域あり	市の都市計画区域の全城 (準防火地域を除く)

第 6 号議案 八日市場都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、
建蔽率及び各部分の高さの制限を定める区域の変更について(付議)

区域	法第 52 条 第 1 項 第 八号の規 定による 数値 (容積率)	法第 53 条 第 1 項 第 六号の規 定による 数値 (建蔽率)	法別表第 三(に)欄 5 の項の数 値 (道路高さ 制限)	法第 56 条 第 1 項 第 二 号 二 の 規 定 に よ る 数 値 (隣地高さ 制限)	新旧区域別面積		面積の増減
					新	旧	
八日市場 都市計画 区域のうち 用途地域 の指定の ない区域	20/10	6/10	1.5	1.25	約 5,302ha	約 5,318ha	約 16ha 減 〔追加指定約 9ha 除外約 25ha〕
合計					約 5,302ha	約 5,318ha	約 16ha 減



八日市場都市計画区域
・準防火区域を除き建築基準法第 22 条区域指定済み
・用途地域の指定のない区域の形態規制指定済み
(規制の数値は今回指定の数値と同様)

変更区域面積
計 16ha 減

